

高齢者等負担軽減促進支援金  
自治会費口座振替導入支援補助金

申請マニュアル  
(令和8年度版)

宇都宮市自治会連合会事務局

令和8年4月

# 目次

## 1. 高齢者等負担軽減促進支援金

- ・ 制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 支援金の交付要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 支援金の交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 申請（受付期間・必要書類・流れ）・・・・・・・・ 3
- ・ その他（注意事項等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 高齢者等負担軽減促進支援金に係るQ&A・・・・ 5

## 2. 自治会費口座振替導入支援補助金

- ・ 制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ 補助金の交付要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ 申請（受付期間・必要書類・流れ）・・・・・・・・ 9
- ・ その他（注意事項等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 自治会費の口座振替の導入に当たって・・・・・・ 11
- ・ 自治会費の口座振替導入に向けたポイント・・・・ 13
- ・ 自治会費口座振替導入支援補助金に係るQ&A・・・・ 13

### 【参考資料】

- ・ 高齢者等負担軽減促進支援金 申請様式集・・・・ 14
- ・ 自治会会則の改正例及び事例集・・・・・・・・・・・・ 18
- ・ 自治会費口座振替導入支援補助金 申請様式集・・・・ 26

## 1. 高齢者等負担軽減促進支援金

(高齢者など自治会活動の継続が困難な方に対する支援)

自治会内の高齢者等の負担軽減に向け、班長等の役の免除や会費を減免することを会則に定めていただいた自治会に対して、支援金を交付します。

### 制度の目的

高齢者が役員を担うことや自治会費を支払う負担感などにより、自治会を退会してしまう事例の報告や退会を検討している会員からの相談が寄せられていることから、自治会に加入し続けたい方が負担感を理由に自治会を退会してしまうことを抑止し、誰もが安全・安心に暮らすことができる自治会内の環境整備を促進するものです。

### 支援金の交付要件（申請に当たっての条件）

自治会の会則に班長等の役員就任及び会費の両方の負担軽減に関する規定を設けることが要件になります。なお、負担軽減策を定めた会則の施行日が令和9年3月31日以前のもので支援金の交付対象となります。

また、令和9年3月10日までに申請されたものが対象です。

※ 既に「役員就任」と「会費」の両方の負担軽減内容を会則に規定いただいている自治会も支援金の対象となります。

#### <注意点>

会費の減免等は、将来にわたって会の運営にかかわる事項であり、会としての合意を経てくださいと考えています。どうしても会則により難しい場合などは、宇都宮市自治会連合会事務局または地域行政機関に御相談ください。

#### ◇ 支援金の対象外となる例

- ・ 「役員就任」または「会費」のどちらか一方の負担軽減内容しか会則に規定がないもの
- ・ 負担軽減の対象として、高齢者が含まれていないもの

## 支援金の交付額

1自治会当たり 10万円／年

※ 本支援金の交付期間は令和7年度から令和9年度の3年間を  
予定しています。

## 申請（受付期間・必要書類・流れ）

### ◇ 申請受付期間（令和8年度）

令和8年4月10日（水）～令和9年3月10日（水）

#### <注意点>

令和8年度中の申請受付については、既に会則に規定がある自治会のほか、臨時総会等により会則に新たに規定いただいた自治会を対象としますが、予算確保等の観点から、可能な限りお早めに御申請をお願いします。

### ◇ 申請に必要な書類（初回申請時）

- ① 支援金交付申請書兼請求書
- ② 負担軽減を定めた会則の写し
- ③ 上記②の会則を定めた総会資料の写し
- ④ 上記③の会議事の写し（総会議事録抄本）
- ⑤ 支援金振込先口座の通帳の写し

### ◇ 申請に必要な書類（2年目以降の申請時）

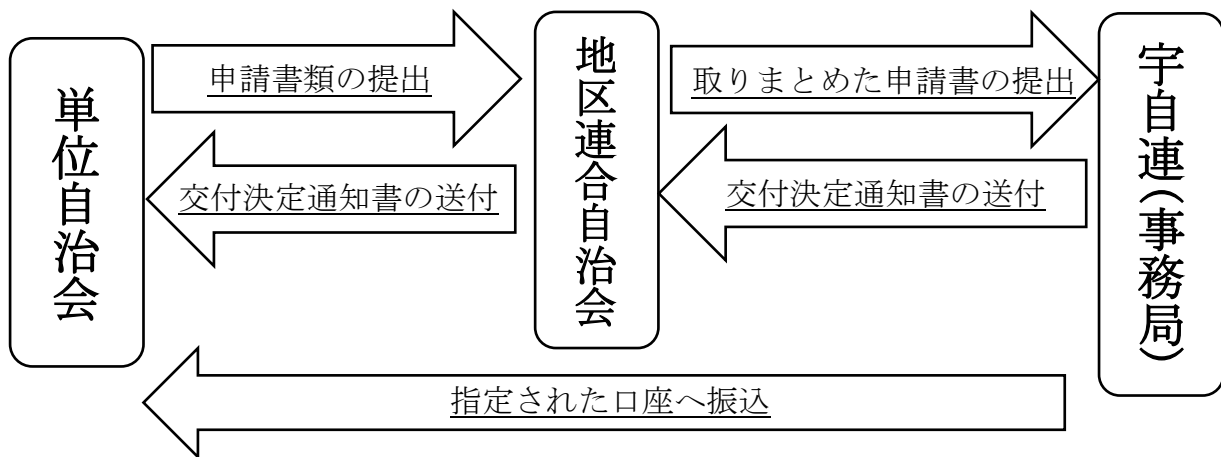
- ① 支援金交付申請書兼請求書
  - ② 支援金振込先口座の通帳の写し
- ※ 初回申請時から会則の内容に変更がある場合には、初回申請時と同様の書類の提出を求めます。

### ◇ 申請の流れ

上記、申請に必要な書類を添えて、各地区連合自治会へ提出してください。

また、各地区連合自治会の皆様は、各自治会から提出があった申請書類を宇都宮市自治会連合会事務局へ提出してください。

なお、各自治会において負担軽減策の対象とした会員数について、今後報告いただく予定です。



## その他（注意事項等）

本支援金は、各自治会において、高齢者等の負担軽減を実施いただくことで、高齢者の退会抑止や自治会の魅力向上につなげていただくことを目的とするものです。

一方で、自治会の規模等により、役員の担い手不足や自治会費の減少などに影響する可能性があります。

特に本支援金は、減少した会費の補填ではなく、環境整備に取り組んでいただく「きっかけ」づくりとして支援金を交付するもので、全ての自治会で必ずしも高齢者等の負担軽減を実施しなければならないものではありませんので、各自治会の実情や会則改正に伴う将来への影響等も加味し、御検討ください。

## 高齢者等負担軽減促進支援金に係るQ & A

### ◇ 本支援金の制度概要について

質問① 「役員就任」及び「会費」の両方の負担軽減に関する内容を会則に規定した場合、同一の対象者に必ず両方の負担軽減内容を適用しないとイケないのでしょうか。

回答① 負担軽減の対象とする方により、心身状況や居住、経済的な状況に差があることから、実際に負担軽減内容を適用いただく際には、その方の実情に応じ、必要となる負担軽減内容を適用ください。

質問② 支援金の金額は自治会の世帯数等に関わらず一律10万円／年なのはなぜでしょうか。

回答② 本支援金の目的として、各自治会の会則に負担軽減に関する記載を設けていただくことで、高齢者の退会抑止、さらには自治会の魅力向上につながることを期待し、その「きっかけ」として支援金として支援させていただくものです。役員の担い手や自治会費の減収などを補填することを目的とした補助金ではありません。

自治会の規模や世帯数等の実情や会則改正に伴う将来への影響等も加味し、御検討をお願いいたします。

質問③ 本支援金の交付期間を3年間(予定)としたのはなぜでしょうか。

回答③ 本支援金は会費の減収分に係る補填ではなく、高齢者等の負担軽減に係る環境整備を促進するためのきっかけづくりとしての支援金でありますことから、3年間の期間を設けております。

また、高齢者等が役員就任や会費の負担感を理由に退会してしまうことへの対策に早期に取り組んでいただくため、令和7年度から運用を開始いたしました。

## ◇ 年度途中での会則改正について(臨時総会の開催)

質問④ 年度途中での会則改正に向け、臨時総会を開催しようと考えていますが、書面による開催でもよいでしょうか。

回答④ 自治会の会則において、総会の開催形式に制限等がない場合は、書面開催により会員の合意を得る方法でも問題ありません。

## ◇ 負担軽減の対象・内容について

質問⑤ 負担軽減の対象とする「高齢者」の範囲について、どのように考えればよいのでしょうか。

回答⑤ 高齢者は個人ごとに身体や居住、経済的な状況に差があり、また自治会ごとに規模や会員の状況が異なります。この支援金は、身体や経済的な理由により、やむなく自治会を退会してしまう高齢者の負担軽減を図ることを目的としていますので、その趣旨を踏まえながら、各自治会で対象者の範囲を話し合ってください。

### 【「高齢者」の例】

- ・ 80歳以上の世帯
- ・ 75歳以上の単身世帯
- ・ 世帯員のすべてが75歳以上であり、うち1名以上が要介護1以上の認定を受けている世帯 など

質問⑥ 負担軽減の対象として、自治会活動に支障のある高齢者以外の会員も対象としてよいでしょうか。

回答⑥ この支援金は、身体や経済的な理由により、やむなく自治会を退会してしまう会員の負担軽減を図ることを目的としており、その趣旨に合致していれば、高齢者以外の会員を対象に加えても差し支えありませんので、各自治会で対象者の範囲を話し合ってください。

ただし、「高齢者」は、必ず負担軽減の対象としてください。

### 【「高齢者以外」の例】

- ・ 未成年を扶養するひとり親家庭
- ・ 世帯員のうち1名以上が身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持している世帯
- ・ 現に経済的に困窮していると自治会長が認める世帯 など

質問⑦ 負担軽減の内容について、どのようなことに取り組みばよいのでしょうか。

回答⑦ 班長や〇〇委員などの「①役職の就任免除」、自治会費の全額免除や半額免除などの「②会費の減免」があり、この支援金では①と②の両方の「負担軽減策」を実施していただく必要があります。

なお、「負担軽減策」は、この支援金が終了した後も各自治会の負担で継続していただくことを想定しており、活動の担い手や会の財務への影響も続きますので、各自治会で「負担軽減策」の内容を話し合ってください。

※ 同一の対象者が必ず①と②の両方の負担軽減を受ける必要はありません。（高齢者以外の生活困窮世帯は「②会費の減免」のみ対象とするなど）

質問⑧ 負担軽減内容を会則に規定する際に参考となるものはあるのでしょうか。

回答⑧ 会則への規定例や既に会則等に負担軽減内容を規定している自治会の規定内容を事例集に掲載していますので、御確認ください。

質問⑨ 役員の範囲について、どのように考えればよいのでしょうか。

回答⑨ 役員については、会長や副会長、会計のほか、班長や各種委員などが考えられますが、自治会ごとに役員の定義も異なり、どの範囲までを役員とするかについては、各自治会で御判断ください。

## ◇ その他

質問⑧ 既に会則等に「役員就任」及び「会費」に係る負担軽減内容を規定していますが、支援金の対象になるのでしょうか。

回答⑧ 既に規定いただいている自治会も支援金の対象になります。なお、申請に当たり、現在の規定内容で不明点等がありましたら、宇都宮市自治会連合会事務局または地域行政機関までお問い合わせください。

## 2. 自治会費口座振替導入支援補助金

新たに自治会費の口座振替を導入する自治会に対して、初期費用経費の一部を補助するものです。

### 制度の目的

自治会費の集金に要する自治会役員及び会員の負担軽減を図るため、自治会費集金における口座振替の導入に要する費用の一部を補助するものです。

### 補助金の交付要件（申請に当たっての条件）

#### □ 対象自治会

新たに口座振替を導入する自治会が対象です。

※ 既に口座振替を導入いただいている自治会は対象外となります。

#### □ 補助対象経費

- ・ 口座振替の導入に係る初期費用（登録料など）
- ・ 基本料金（システム使用料など）

#### < 注意点 >

口座振替の実施に当たって、1件（世帯）あたりに発生する利用料金（振替処理料など）は補助対象外となりますので、御注意ください。

#### □ 補助率

対象経費の10分の10

#### ◇ 初期導入費用及び基本料金の例について

- 初期導入費用  
利用申込料，システム設定費用 など
- 基本料金  
月額費用，月次基本料 など

## 申請（受付期間・必要書類・流れ）

### ◇ 申請受付期間（令和8年度）

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）

#### <注意点>

令和9年3月31日までに口座振替の導入が間に合わない場合は、次年度以降に申請をお願いします。

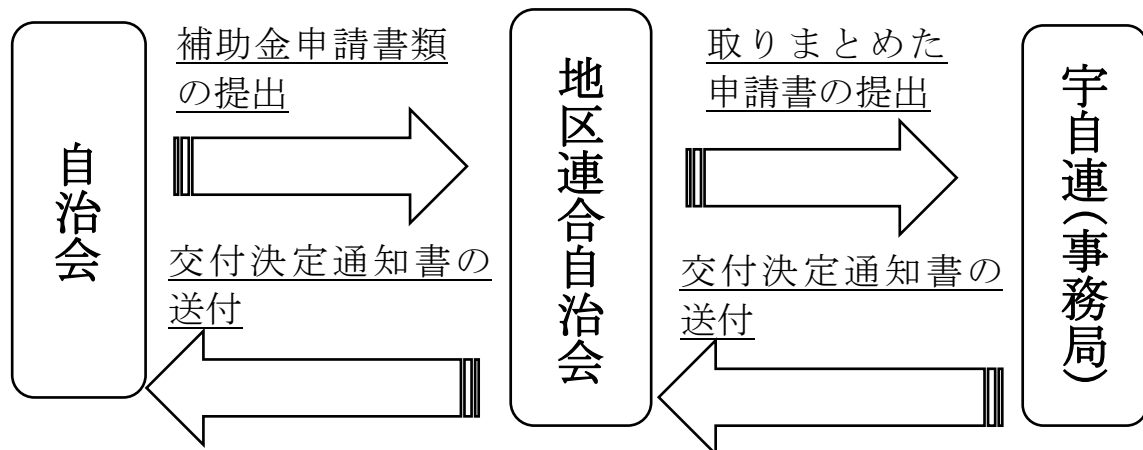
### ◇ 申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書兼事業計画書
- ② 口座振替の導入に係る見積書の写し

### ◇ 申請の流れ

上記、申請に必要な書類を添えて、各地区連合自治会へ提出してください。

また、各地区連合自治会の皆様は、各自治会から提出があった申請書類を宇都宮市自治会連合会事務局へ提出してください。



## 交付決定

宇都宮市自治会連合会事務局へ申請書類が到達次第、事務局で審査を行い、交付対象と認められるものについては、交付決定を行い、「交付決定通知書」にて通知します。

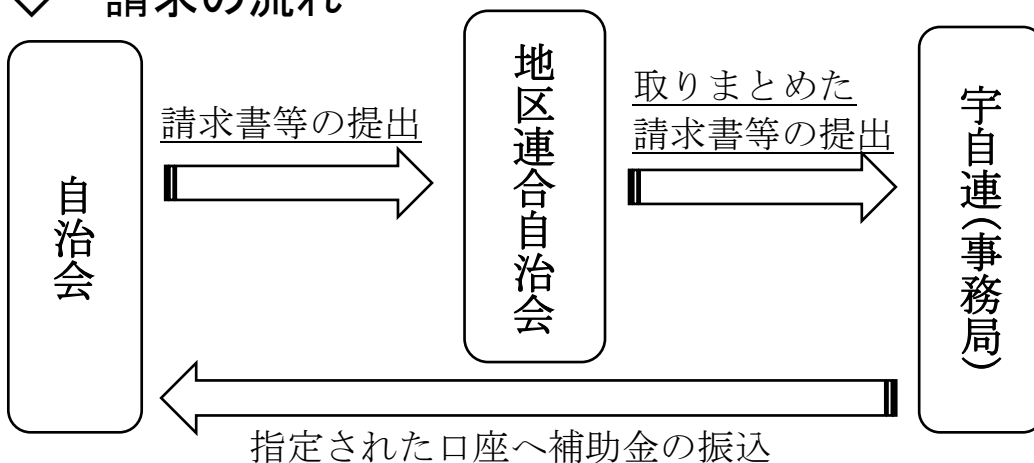
## 補助金の請求

「交付決定通知書」が届き、口座振替の導入が完了しましたら、補助金の請求手続きを行ってください。

### ◇ 請求に必要なとなる書類

- ① 請求書兼実績報告書
- ② 交付決定通知書の写し
- ③ 口座振替を導入したことが確認できる書類の写し  
(契約書, 利用申込書など)
- ④ 補助対象経費の支出が確認できる書類の写し  
(事業者からの請求書, 支払い明細など)
- ⑤ 補助金振込先口座の通帳の写し

### ◇ 請求の流れ



## その他（注意事項等）

本補助金の対象経費について、契約を予定する事業者により、システム設定費用やサービス利用申込料など呼称が異なることが想定されますので、御不明点等につきましては、宇都宮市自治会連合会事務局までお問い合わせください。

また、本補助金は、全ての自治会で自治会費の口座振替を促すものではありませんので、各自治会の実情を踏まえ、御検討ください。

## 自治会費の口座振替の導入に当たって

### ◇ 口座振替導入により期待される効果

自治会費の口座振替を行うことで、下記のようなメリットが期待できます。

#### ★ 自治会員のメリット（例）

- ・ 自治会費集金のための訪問への対応が不要
- ・ 自治会費集金の際の現金（小銭等）の準備が不要

#### ★ 班長・自治会長等のメリット（例）

- ・ 自治会費集金のための訪問が不要
- ・ 集金した会費（現金）の紛失等のリスク回避が可能

### ◇ 導入までの流れ

自治会費の口座振替導入に当たっては、金融機関の口座から自治会費の収納を代行する収納代行業者との契約が必要となります。

#### 1 口座振替の導入に向けた自治会内での検討

- ・ 役員会等において、口座振替導入について検討



#### 2 収納代行業者との打合せ

- ・ 自治会費の口座振替導入について事業者との打合せ
- ・ 口座振替サービス利用に係る見積書徴取



#### 3 口座振替の導入について自治会内での決定

- ・ 総会等において、口座振替導入について決定



#### 4 収納代行業者との契約・利用申込

- ・ 収納代行業者との契約や収納代行サービスの利用申込
- ・ 自治会員への口座振替依頼書の記入依頼・業者への送付

## ◇ 口座振替実施の流れ（契約締結後）

収納代行業者との契約締結後、実際に自治会費の口座振替を実施する場合には、以下の流れとなります。

### 1 自治会費の口座振替に向けた振替データの作成・送付

- ・ 自治会長等が振替データを作成し、収納代行業者へ送付

＜振替データの内容（例）＞

- ・ 自治会費の振込先口座情報
- ・ 口座振替対象となる会員の口座情報
- ・ 振替する自治会費の金額
- ・ 振替日 など

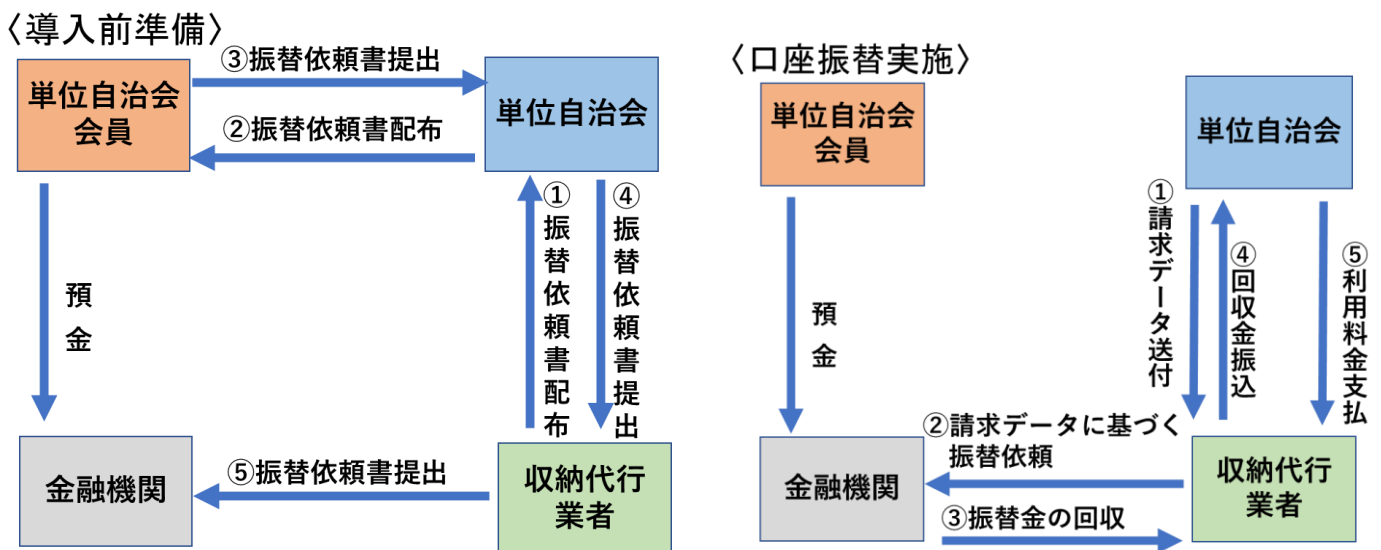
### 2 収納代行業者による口座振替の実施

- ・ 振替データを基にした口座振替の実施
- ・ 自治会長等による振替結果の確認（振替不能がないか など）

### 3 口座振替サービス利用料の支払い

- ・ 収納代行業者への利用料金等の支払い

## 【導入前準備及び口座振替実施に当たってのイメージ図】



## 自治会費の口座振替導入に向けたポイント

### ◇ 自治会内での口座振替導入に向けた検討について

自治会費の口座振替を検討する際には、必ずしも自治会費の集金方法を口座振替で統一する必要はありません。これまでの訪問集金についても、顔の見える関係性の構築・維持や高齢者等の見守りにつながっていますので、口座振替導入に向けた検討の際には、班単位や集合住宅単位、希望する方のみで実施するなど、柔軟に御検討ください。

### ◇ 収納代行業者の選定について

収納代行業者については、各自治会で選択いただくこととなりますが、事業者ごとにサービスの提供内容や料金に差がありますので、収納代行業者の選定に当たり、不明点等がありましたら、宇都宮市自治会連合会事務局または地域行政機関まで御相談ください。

## 自治会費口座振替導入支援補助金に係るQ & A

質問① 口座振替を導入した場合、自治会費の集金のほか、各種募金等の集金も口座振替で実施できるのでしょうか。

回答① 本補助制度は自治会費の口座振替を対象としています。

その他の集金につきましても、口座振替を実施することは可能です。ただし利用料金等は補助の対象となりませんので、自治会の費用負担が発生します。

質問② 口座振替を導入するまでにどのくらいの期間を要しますか。

回答② 契約いただく収納代行業者によって異なりますが、契約締結から口座振替が実施可能となるまでに概ね2～3か月程度要します。

# 高齢者等負担軽減促進支援金 申請様式集

## 申請書兼請求書

様式第1号

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市自治会連合会長

申請者 住 所 宇都宮市

自治会  
の名称

代表者  
氏 名  
(連絡先)

### 支援金交付申請書兼請求書

高齢者等負担軽減促進支援金について次のとおり申請します。

また、支援金の交付が決定された場合には、交付決定日をもって交付決定額を請求します。

申請年度	令和 年度		
交付申請額 及び 交付請求額	100,000円		
申請者の 振込口座	金融機関名		支店名
	種 別	普通	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		
高齢者等の負担軽減内容を 会則に定めた日及び施行日	会則に定めた日	年	月 日
	会則の施行日	年	月 日
添付書類	(1) 負担軽減を定めた会則の写し	添付	
	(2) 上記(1)の会則が決議された際の総会資料の写し	(1)	
	(3) 上記(2)の会議録の写し	(2)	
	(4) 支援金振込先口座の通帳の写し	(3)	
※2年目以降の申請時には、(1)~(3)の書類は省略可 ただし、(1)については、会則に変更がない場合に限る。		(4)	

※ 2年目以降の申請かつ添付書類(1)~(3)の添付を省略する場合は、下記宣誓に☑すること

本支援金の申請に当たり、初めて本支援金の交付決定を受けてから会則の規定内容に変更がないことを宣誓します。



申請書兼請求書  
記載例

様式第1号

令和〇年〇月〇〇日

(あて先) 宇都宮市自治会連合会長

申請いただく日をご記入ください。

申請者 住 所 宇都宮市旭1-1-5

申請いただく自治会の住所(通常、会長の住所)、自治会名および代表者の氏名をご記入ください。  
※ 押印は不要です。

自治会の名称 宇都宮自治会  
代表者の氏名(連絡先) 会長 宇都宮 太郎  
028-666-1234

支援金交付申請書兼請求書

高齢者等負担軽減促進支援金について次のとおり申請します。

また、支援金の交付が決定された場合には、交付決定日をもって交付決定額を請求します。

申請年度	令和8年度			
交付申請額 及び 交付請求額	100,000円			
	金融機関名	宇都宮銀行	支店名	宇都宮支店
	種別	普通	口座番号	1234567
	ガナ	ウツノミヤジチカイ		
	口座名義	宇都宮自治会		
高齢者等の負担軽減内容を 会則に定めた日及び施行日	会則に定めた日	令和8年	4月15日	
	会則の施行日	令和8年	5月1日	
			添付	
			(1)	
			(2)	
			(3)	
			(4)	

支援金の振込先の口座情報を御記入ください。

高齢者等の負担軽減内容を会則に定めた日及び会則の施行日をご記入ください。  
会則に定めた日：総会開催日など自治会内で決定した日  
会則の施行日：附則等の会則の適用日

# 総会議事録 記載例

## 総 会 議 事 録 (抄 本)

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日 〇時 〇分開会, 〇時 〇分閉会
- 2 場 所 宇都宮市〇〇〇町〇〇
- 3 会員の出欠 出席者 (委任状による出席者を含む) 〇人  
欠席者 〇人

### 4 総会に付した事項

- (1)〇〇 〇〇 氏を議長に選任することについて
- (2)〇〇 〇〇 氏及び 〇〇 〇〇 氏を議事録署名人に選任することについて
- (3)令和〇年度事業報告及び決算報告について
- (4)令和〇年度事業計画 (案) 及び予算 (案) について
- (5)会則の一部改正について

このように、会則の改正について諮り、可決されたことをご記入ください。

### 5 総会にかかる審議概要

- (1)出席者全員の同意により 〇〇 〇〇 氏を、議長に選任した。
- (2)出席者全員の同意により 〇〇 〇〇 氏及び 〇〇 〇〇 氏を、議事録署名人に選任した。
- (3)令和〇年度事業報告及び決算報告については、原案どおり承認された。
- (4)令和〇年度事業計画及び予算については、原案どおり承認された。
- (5)出席者全員の同意により 会則の一部改正 について可決した。

上記は、令和〇年〇月〇日開催の〇〇〇自治会の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和〇年〇月〇日

議長 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

## 自治会会則の改正例及び事例集

### ◇ 役員就任に関する負担軽減の規定例

役員就任に関する負担軽減内容の規定について、規定例をお示ししますので、検討いただく際に御活用ください。

#### ① 高齢者のみを負担軽減の対象とする場合

(役員)

第〇条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 会計 〇人
- (4) 班長 班ごとに1人
- (5) 幹事 〇人

(役員を選任)

第〇条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は会長、副会長及びその他の役員と相互に兼ねることはできない。

3 ( A )の会員であって、(役員としての職務が困難であると) 会長が認める者は、あらかじめ役員への就任の辞退を申し出ることができる。

< Aの例 >

- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯主が80歳以上
- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯主が75歳以上の単身世帯
- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯員のすべてが75歳以上であり、うち1名以上が要介護1以上の認定を受けている世帯など

## ② 高齢者以外に対象者を加える場合

(役員を選任)

第〇条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は会長、副会長及びその他の役員と相互に兼ねることはできない。

3 次の各号に掲げる会員であって、(役員としての職務が困難であると)会長が認める者は、あらかじめ役員への就任の辞退を申し出ることができる。

(1) (高齢者)の会員・・・前ページ(A)参照

(2) ( B )の会員

< Bの例 >

- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で未成年を扶養するひとり親家庭
- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯員のうち1名以上が身体障がい者手帳,療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持している世帯
- ・ 現に経済的に困窮していると自治会長が認める世帯など

## ◇ 会費に関する負担軽減の規定例

会費の金額に関する規定は、会則で金額を定めるほか、細則や内規でほかに定める事例や毎年定期総会において会員の承認を得て決定する事例などがありますので、現在の会則の規定内容を踏まえ、会費の負担軽減に関する規定内容を御検討ください。

参考に規定例をお示ししますので、検討いただく際に御活用ください。

### ① 会則に会費の定めがある場合

(会費)

第〇条 会員は、1世帯1年当たり〇円の会費を納入しなければならない。

2 会長は、( A )の会員であって、必要があると認めるときは、前項の会費の全額(10分の〇など)を免除することができる。

< A の例 >

- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯主が80歳以上
- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯主が75歳以上の単身世帯
- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯員のすべてが75歳以上であり、うち1名以上が要介護1以上の認定を受けている世帯など

※ 高齢者以外に対象者を拡大する場合は、役員就任に関する負担軽減内容の規定例②の例を参照

## ② 会費を細則等で別に定めている場合

<会則>

(会費)

第〇条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会長は、(世帯主が80歳以上など)の会員であって、必要があると認めるときは、前項の会費の一部または全部を免除することができる。

<会費に係る細則等>

第〇条 会則第〇条第1項に規定する会費の額は、1世帯1年当たり〇円とする。

2 会則第〇条第2項に該当する会員の会費は、( C )とする。

<Cの例>

- ・ 〇円
- ・ 全額免除
- ・ 前項に定める金額の10分の5 など

## ◇ 役員就任及び会費に係る負担軽減の一括規定例

会則への負担軽減内容の規定に当たっては、役員就任及び会費に関する規定を一括で記載する方法も考えられますので、参考に規定例をお示しします。

(特例)

第〇条 ( A )の会員であって、心身及び世帯の状況に照らして、会の活動への参加継続が困難である者は、会長が必要と認めた場合、次の特例の一方又は両方を受けることができる。

(1) 第〇条に基づく役員への就任の辞退

(2) 第〇条に基づく年額会費の全部(10分の〇, 〇円など)の免除

2 前項の特例を受けようとする者は、原則、会の会計年度の始期の前日までに、その旨を会長に申し出なければならない。

3 会長は前項の申し出があった場合には、速やかに申出人から聞き取りを行い、第1項の特例の適用を決定することとする。

< Aの例 >

- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯主が80歳以上
- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯主が75歳以上の単身世帯
- ・ 会の会計年度の始期を迎えた時点で世帯員のすべてが75歳以上であり、うち1名以上が要介護1以上の認定を受けている世帯など

※ 高齢者以外に対象者を拡大する場合は、役員就任に関する負担軽減内容の規定例②の例を参照

## ◇ 既に会則に規定がある自治会の規定例

### 【役員就任に関する負担軽減規定内容】

自治会	規定内容
A	<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員) 第6条 会には、次の役員を置く。 ～中略～</p> <p>(選出の方法) 第7条 会長・副会長・会計・班長兼理事及び監査は、会員の中から総会において選出する。 ② 班長兼理事は、各班の会員の中から選出する。 <u>③ 満80歳以上の班長は、三役(会長、副会長、会計)を辞退することができる。</u></p>
B	<p>第12条 (役員, 監事, 班長, 実行委員, WGメンバーの選出) ～中略～</p> <p>3) 班長 各班班員の互選により決定する。 <u>ただし、一戸の世帯員(同居の別世帯を含む)に、当該年度の4月1日において20才以上75才未満の者が居ない場合、班長を免除することができる。</u></p>
C	<p style="text-align: center;">第3章 役職者(役員及び班長)</p> <p>(役員の定数) 第9条 この会に次の役員を置く。 ～中略～</p> <p>(役員の免除) <u>第11条 次の理由により任務の遂行が困難と選考委員が認めた場合、役員選考から免除することができる。</u> <u>(1) 単身世帯</u> <u>(2) 4月1日をもって世帯全員が20歳未満及び80歳以上の場合</u> <u>(3) 世帯全員に障がいがある場合(行政が認めた者)</u> <u>2 上記以外の場合、役職者会の承認を得なければならない。</u></p>
D	<p>(区長及び班長の選任) 第26条 区長は各区の班長の互選により選任するものとする。 2 班長は、1年交代で順次選任されるものとする。 <u>3 前項の規定にかかわらず、高齢者世帯等相当の理由がある場合には、その申出に基づき自治会役員会の承認により次の年に班長となる者を班長とすることができる。</u></p>

【会費に関する負担軽減規定内容】

自治会	規定内容
E	<p style="text-align: center;">第5章 会計</p> <p>(会計年度) 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。</p> <p>(収入) 第13条 本会の収入は、会費、寄付金、助成金をもって充てる。</p> <p>(会費) 第14条 会費は、1世帯1ヶ年7,000円とする。なお、会計年度途中に加入・脱会したときには、月600円の月割りで徴収・返却する。</p> <p><u>2 独居または二人暮らしの世帯で、本人及び双方が新年度の始まる前日の3月31日において満80歳以上となり、且つE自治会に10年以上入会し会費を納入した会員は、85歳到達の年度まで3,000円とする</u></p> <p><u>3 前項2の会員は、85歳到達の翌年より自治会費を免除するが、会員資格を有する。</u></p>
F	<p>【会則】 本会の収入は、会費及び寄付金、その他収入を以って充てる。徴収する会費額は内規の規定による。</p> <p>【内規（会費徴収規定）】</p> <p>(1) 住所・事務所又は店舗 ア. 独立家屋及びアパート、マンションに居住 1ヶ月400円</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><u>上記の規定(1)のア項に該当するもので、学生及び70歳以上の独居老人の所帯は2分の1とする。</u></p>
G	<p>【会則】 (会費) 第4条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>【細則（会費・慶弔・役員等に関する規則）】 (会費及び会費の免除) 第1条 会員は、下記の会費を納入しなければならない。</p> <p>1 会費は、1世帯当たり月額500円とする。但し二世帯住宅に居住する世帯は一世帯とみなす。また、独身者で借家、借室に居住する者は月額300円とする。</p> <p style="text-align: center;">～中略～</p> <p><u>4 会費納入の免除 長年会員であった者が独居後、3カ月以上入院・介護・療養のため自宅不在となった場合は、班長を通じ、会長の承諾を得て会費を免除することができる。</u></p>

## 会則改正に当たってのご不明点等は・・・

会則への負担軽減内容の規定に当たっては、それぞれの自治会により、会則の内容が異なっておりますので、会則改正に当たり、御不明点については、お気軽に地域行政機関または宇都宮市自治会連合会事務局まで御連絡ください。

# 自治会費口座振替導入支援補助金 申請様式集

## 申請書兼事業計画書

様式第1号

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市自治会連合会長

申請人 住 所 宇都宮市

自治会  
の名称

代表者  
氏 名  
(連絡先)

### 補助金交付申請書兼事業計画書

自治会費口座振替導入支援補助金について次のとおり申請します。

補 助 年 度	令和 年度
補 助 金 等 の 名 称	自治会費口座振替導入支援補助金
補 助 金 額	円
契 約 予 定 事 業 者	
口 座 振 替 開 始 予 定 日	令和 年 月 日
口 座 振 替 世 帯 数 ( 予 定 )	世帯
添 付 書 類	口座振替導入に係る見積書



請求書兼実績報告書

様式第3号

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市自治会連合会長

申請人 住 所 宇都宮市

自治会  
の名称

代表者  
氏 名  
(連絡先)

補助金交付請求書兼実績報告書

自治会費口座振替導入支援補助金について次のとおり請求します。

補 助 年 度	令和 年度			
補助金等の名称	自治会費口座振替導入支援補助金			
交 付 請 求 額	円			
契 約 事 業 者				
口座振替開始日	令和 年 月 日			
口座振替世帯数	世帯			
申 請 者 の 振 込 口 座	金融機関名		支 店 名	
	種 別	普通	口 座 番 号	
	フリガナ			
	口 座 名 義			
添 付 書 類	(1) 交付決定通知書の写し			添付
	(2) 口座振替を導入したことが確認できる書類の写し (契約書, 利用申込書等)			(1)
	(3) 補助対象経費の支出が確認できる書類の写し (事業者からの請求書等)			(2)
	(4) 補助金振込先口座の通帳の写し			(3)
				(4)

# 申請書兼事業計画書 記載例

様式第1号

令和〇年〇月〇〇日

(あて先) 宇都宮市自治会連合会長

申請いただく日をご記入ください。

申請人 住 所 宇都宮市

申請いただく自治会の住所（通常、会長の住所）、自治会名および代表者の氏名をご記入ください。  
※ 押印は不要です。

自治会  
の名称  
  
代表者  
氏 名  
(連絡先)

## 補助金交付申請書兼事業計画書

自治会費口座振替導入支援補助金について次のとおり申請します。

補 助 年 度	令和8年度	
補 助 金 等 の 名 称	自治会費口座振替導入支援補助金	
補 助 金 額	66,000円	
契 約 予 定 事 業 者	株式会社〇〇〇〇	
口 座 振 替 開 始 予 定 日	令和 8年12月 1日	
口 座 振 替 世 帯 数 ( 予 定 )	20世帯	
添 付 書 類	(1) 口座振替導入に係る見積書	添付

### ・本補助補助対象経費

⇒収納代行サービス利用に係る初期導入費用、基本料金の合計金額

### ・契約予定事業者

⇒口座振替実施に当たって契約を予定している収納代行業者の事業者名

### ・口座振替開始予定日

⇒自治会費の口座振替を開始する予定日（初回振替予定日）

### ・口座振替世帯数（予定）

⇒自治会費の口座振替の対象世帯数（予定）

をご記入ください。

# 総会議事録 記載例

## 総 会 議 事 録 (抄 本)

- 1 日 時 令和○年○月○日 ○時 ○分開会, ○時 ○分閉会
- 2 場 所 宇都宮市○○○町○○
- 3 会員の出欠 出席者 (委任状による出席者を含む) ○人  
欠席者 ○人
- 4 総会に付した事項
  - (1)○○ ○○ 氏を議長に選任することについて
  - (2)○○ ○○ 氏及び ○○ ○○ 氏を議事録署名人に選任することについて
  - (3)令和○年度事業報告及び決算報告について
  - (4)令和○年度事業計画 (案) 及び予算 (案) について
  - (5)自治会費集金に係る口座振替の導入について

このように、口座振替の導入について諮り、可決されたことをご記入ください。

- 5 総会にかかる審議概要
  - (1)出席者全員の同意により ○○ ○○ 氏を、議長に選任した。
  - (2)出席者全員の同意により ○○ ○○ 氏及び ○○ ○○ 氏を、議事録署名人に選任した。
  - (3)令和○年度事業報告及び決算報告については、原案どおり承認された。
  - (4)令和○年度事業計画及び予算については、原案どおり承認された。
  - (5)出席者全員の同意により 自治会費の口座振替について可決した。

上記は、令和○年○月○日開催の○○○自治会の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和○年○月○日	議長	○○ ○○	印
	議事録署名人	○○ ○○	印
	議事録署名人	○○ ○○	印

総会議事録については、会則の改正について可決されたことが確認できるものであれば、様式は問いません。

請求書兼実績報告書  
記載例

様式第3号

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市自治会連合会長

申請いただく日をご記入ください。

申請人 住所 宇都宮市

申請いただく自治会の住所（通常、会長の住所）、自治会名および代表者の氏名をご記入ください。

自治会の名称 宇都宮自治会

代表者 会長 宇都宮 太郎  
氏名

※ 押印は不要です。

補助金交付請求書兼

自治会費口座振替導入支援補助金について

- ・交付決定通知書に記載されている  
交付決定額
- ・導入事業者
- ・口座振替を導入した日
- ・口座振替を実施した会員世帯数  
をご記入ください。

補助年度	令和		
補助金等の名称	自治会費口座振替		
交付請求額	〇〇〇〇円		
契約事業者	株式会社〇〇〇〇		
口座振替開始日	令和〇年〇月〇〇日		
口座振替世帯数	〇世帯		
申請者の 振込口座	金融機関名		支店名
	種別	普通	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		
添付書類	(1) 交付決定通知書の写し		添付
	(2) 口座振替を導入したことが確認できる書類の写し（契約書、利用開始書等）		(1)
	(3) 補助対象経費の支出が確認できる書類の写し（事業者からの請求書等）		(2)
	(4) 補助金振込先口座		(3)

振込先の口座情報をご記入ください。